

東京都板橋区立学校教科用図書採択事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則（平成12年板橋区教育委員会規則第1号。以下「採択規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教科用図書審議会)

第2条 板橋区教科用図書審議会（以下「審議会」という）は、教科用図書調査委員会及び学校並びに区民から報告された資料を学習指導要領及び研究資料に基づいて検討する。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、審議会を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が招集する。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができず、議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 採択規則又はこの要領に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、審議会において協議し、決定するものとする。

(教科用図書調査委員会)

第4条 採択規則第4条第1項に定める各教科等ごとに置く教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び同条第2項に定める委員の数は、「別表」のとおりとする。

(調査委員会の運営)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員が互選する。

2 委員長は、調査委員会の運営を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

3 調査委員会は、教育委員会が招集する。

4 調査委員会は、審議会の定める調査研究の方針及び方法等に基づき、教科用図書を調査研究し、その結果を審議会に報告する。

(委員の責務)

第6条 審議会委員及び調査委員会委員は、就任するに当たり就任承諾書（別記様式）を、教育委員会に提出しなければならない。

(公正の確保)

第7条 板橋区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教科用図書採択の公正を期するため、文部科学省及び東京都教育委員会の通知等に則り、必要と認める措置を採択を行う年ごとに講ずるものとする。

第8条 教育長は、公正かつ適正な教科用図書の採択を行うために、採択結果の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、平成13年4月16日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、平成21年4月16日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

教 科 等	委 員 数
小学校国語（書写含む。）	7人以内
小学校社会（地図含む。）	7人以内
小学校算数	7人以内
小学校理科	7人以内
小学校生活	7人以内
小学校音楽	7人以内
小学校図画工作	7人以内
小学校家庭	7人以内
小学校保健	7人以内
小学校道徳	7人以内
中学校国語（書写含む。）	7人以内
中学校社会（地理、歴史、公民各分野。地図含む。）	17人以内
中学校数学	7人以内
中学校理科（第1、第2）	7人以内
中学校音楽（器楽含む。）	7人以内
中学校美術	7人以内
中学校保健体育	7人以内
中学校技術・家庭	10人以内
中学校道徳	7人以内
中学校英語	7人以内
特別支援学級	13人以内

承 諾 書

板橋区教科用図書審議会（又は教科用図書調査委員会）委員に就任するにあたり、下記の事項を了承・確認のうえ、委員に就任することを承諾します。

年 月 日

板 橋 区 教 育 委 員 会 様

住 所

氏 名

記

- 1 教科用図書の採択に関する法令及び板橋区教育委員会規則等の規定を遵守します。
- 2 公正確保のための板橋区教育委員会の指示等を遵守します。
- 3 教科用図書採択終了時まで、教科用図書審議会又は教科用図書調査委員会の委員に就いていることについては、他に漏らしません。
- 4 職務上知り得た秘密を、在職中及び退職後についても他に漏らしません。
- 5 教科用図書の採択に関し、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 教科用図書の発行者の役員若しくは従業員又はこれらの配偶者若しくは三親等内の親族
 - (2) 顧問、参与、嘱託その他いかなる名称によるかを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
 - (3) 採択の対象となっている教科用図書又は教師用指導書の著作者又は編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上著作若しくは編集に参加し、又は協力した者を含む。）
 - (4) 前号の著作者又は編集者が団体である場合は、当該団体の役員又はこれに準ずる者
 - (5) 教科用図書の供給の事業を行う者又はこれに準ずる者
 - (6) 特定の教科用図書が採択されることに直接の利害関係を有する者又は一若しくは二以上の特定の教科用図書が採択されないことに直接の利害関係を有する者
 - (7) 前各号に掲げる者と実質的に同視される者